

第14号様式記載要領

- 1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人（（1）の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（同条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）並びに（2）の届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。
 - （1）法人税法第75条の2第5項（同法第81条の24第2項及び第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があった場合当該取消しの処分があった日の属する事業年度又は連結親法人事業年度（法人税法第15条の2に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）終了の日から22日以内
 - （2）法人税法第75条の2第7項（同法第81条の24第2項及び第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により同法第75条の2第7項の届出書を提出した場合当該届出書を提出した日の属する事業年度又は連結親法人事業年度終了の日から22日以内
- 2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 3 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中
「事業年度分 確定申告書
連結事業年度分 連結確定申告書」となっている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消すること。
- 4 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中
「その延長の処分が取り消された となっている箇所については、届出の内容によって不要文字
その適用を受けることをやめた」となっている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消すること。ただし、1（1）の場合において連結子法人が記載するときは、「その延長の処分が取り消された」とあるのは「連結親法人のその延長の処分が取り消された」と、1（2）の場合において連結子法人が記載するときは、「その適用を受けることをやめた」とあるのは「連結親法人がその適用を受けることをやめた」と読み替えて不要文字を抹消すること。
- 5 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項（これらの規定を法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により事業税の賦課徴収の例によることとされる場合及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）により申告書の提出期限を延長されている法人がその適用を受けることをやめようとするときに記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。
- 6 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中
「法第72条の25第3項 となっている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消
法第72条の25第5項」 すること。
- 7 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄

は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。

- (1) 1 (1) の場合当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
- (2) 1 (2) の場合当該届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
- (3) 5 の場合法第72条の25第5項の規定の適用を受けることをやめようとする法人（連結子法人に限る。）